

資料3

子ども・子育て支援新制度について

平成25年8月12日
幼保支援課

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、
希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを
取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
・家族関係社会支出の対G.D.P比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、カナダ:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の総割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援
・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進

・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○基礎自治体（市町村）が実施主体

・市町村[は]地域のニーズ[に基づき]計画を策定、給付・事業を実施
・国・都道府県[は]実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るために、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

○政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○子ども・子育て会議の設置

・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

地域子ども・子育て支援事業

施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徵収も市町村が行うものとする

地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

児童手当

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将來の検討課題

子どものための教育・保育給付 (保育園・幼稚園等の施設の運営)

施設型給付(※)

認可保育所

運営費:私立は国・県・市町村からの負担金

公立は地方交付税措置

幼稚園

運営費:公立は国・県からの補助金

公立は地方交付税措置

認定こども園

①幼保連携型認定こども園(認可保育所+認可幼稚園)

②幼稚園型 認可幼稚園+保育所機能

③保育所型 認可保育所+幼稚園機能

④地方裁量型(認可外保育施設+幼稚園機能)

運営費:保育所・幼稚園はつえのとおり

②の保育所機能部分について、私立は国・県の補助あり

③は高知県に該当施設なし

④は、認可外保育施設と同様

地域型保育給付(※)

認定こども園

①幼保連携型認定こども園

②幼稚園型

③保育所型

④地方裁量型

認可保育所

○定員20名以上

幼稚園

※幼稚園は、施設型給付を希望しない選択も可能

家庭的保育

小規模保育

○利用定員5人以上19人以下

○保育を目的とする施設で

○保育を実施

事業所内保育

居宅訪問型保育

○主として從業者のほか、

○保育が必要とする子ども

○保育を実施

事業所内保育

院内保育施設等

家庭的保育

高知県に事例なし

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、(対象事業の範囲は法定)
- 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

放課後児童クラブ

妊婦健診

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は子ども・子育て支援法に法定されている。

- ・ 利用者支援
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 育児支援訪問事業その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の活用

子ども・子育て支援法第59条
市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業全国に従って、地域子ども・子育て支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- ◆ 利用者支援
地域の子ども・子育て支援に関する
・保護者からの相談
・必要な情報提供及び助言
・関係機関との連絡調整等
- ◆ 延長保育事業
特定教育・保育施設の利用日及び利用時間以外に
保護者のやむを得ない理由で必要な保育を確保する
事業
- ◆ 放課後児童健全育成事業
- ◆ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
保育料自己負担以外に徴収する費用がある
場合の支援
- ◆ 病児・病後児保育事業
- ◆ 妊婦健診
- 育児支援訪問事業
保育所・幼稚園等の利用者以外のその他要支援
児童・幼保育者児童等の支援に資する事業

給付・事業の概要

事 業 名		内 容
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 給 付	施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所を利用する児童の保護者に対し、施設における標準的な教育時間や保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
	地域型保育給付 (事業内容については、改正後の児童福祉法による)	地域の実情に応じた、多様なニーズに対応する給付
	・小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育することを目的とする施設(利用定員が6人以上19人以下であるものに限る)において、保育を行う事業。 (満3歳以上の幼児については、地域の事情等を勘案し保育が必要と認められる児童について施設の利用は可能)
	・家庭的保育事業	家庭において必要な保育を受けることが困難である満3歳未満の乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において家庭的保育者による保育を行う事業。 (利用定員が5人以下であるものに限る。満3歳以上の幼児については、地域の事情等を勘案し保育が必要と認められる児童について、家庭的保育者による保育を行う事業の利用は可能。)
	・居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、その保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業 (満3歳以上の幼児については、地域の事情等を勘案し保育が必要と認められる児童について、その保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育も可能)
	・事業所内保育事業	事業主がその雇用する労働者の監護する乳児・幼児及びその他の乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、自ら設置する施設において、直接又は委託により保育を行う事業
児童手当		従前の児童手当法に基づく手当
地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	1 利用者支援	地域の子ども・子育て支援に関する、保護者からの相談・必要な情報提供及び助言・関係機関との連絡調整等、子ども・子育て支援を総合的に行う事業 事業例:横浜市の保育コンシェルジュ事業
	2 地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施 事業内容の例:交流の場の提供・交流促進、地域の子育て関連情報提供、こそ当て・子育て支援に関する講習等
	3 妊婦健康診査(妊婦健診)	母子保健法第13条で、市町村が必要に応じて妊娠婦に対して健康検査を行うことを規定 健やかな妊娠と出産のために、適切な時期に必要な検査を受け、妊娠の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図る(全14回程度)
	4 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 (市町村が実施主体)
	5 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業 (市町村が実施主体) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために取り組みに対する支援を実施
	6 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により家庭での養育が困難になった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。(原則として7日以内) トワイライトステイ事業 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日において不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるも
	7 ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。 平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間の緊急時の預かりなどの事業も含む
	8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業
	9 延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業
	10 病児・病後児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業
	11 放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
	12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育料自己負担以外に徴収する費用がある場合の支援
	13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
職業生活と家庭生活との両立に関すること		事業主がその雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、県の認定基準を満たす施設は、「認定こども園」の認定を受けることができます。

1 就学前の子どもに保育・教育を提供する機能 (保護者の就労状況にかかわらず、保育・教育を一体的に行う)

2 地域における子育て支援を行う機能 (子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などを行う)

就学前の保育・教育を 一体的に実施する新たな枠組み

保育所

- 保育所の運営
- 就学前の保育
- 入園する子ども

幼稚園

- 保育者が必要としている支援(保育・教育)を目的に実施
- 年少期から学習の基礎をつくる
- 就学前の保育

- 就学前の子どもに保育・教育を提供する機能
- 子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などを実施

認定こども園には、地域の実情に応じて選択できる次のような類型があります。
なお、認定こども園になつても、幼稚園や保育所等の法的な位置づけに変更はありません。

幼稚園型

保育所型

認可保育所

認可保育所と認可幼稚園とか連携して、一
体的に保育・教育を提
供

認可保育所

認可保育所が、保育に
欠ける子どものため
の保育時間を確保す
るなど、保育所的な機
能を提供

認可保育所

保育所・幼稚園いずれ
の認可も受けていな
い施設が、認定こども
園として必要な機能
を提供

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
 - 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化

→ 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

幼保連携型
(594件)

※設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○ 幼稚園は学校教育法に基づく認可

○ 保育所は児童福祉法に基づく認可

○ それぞれの法体系に基づく指導監督

○ 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

○ 改正認定こども園法に基づく単一の認可

○ 指導監督の一一本化

○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

※ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ



幼稚園型
(317件)

※設置主体は、国、自治体、学校法人のみ



保育所型
(155件)

※設置主体制限なし



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

○ 施設体系は、現行どおり
○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

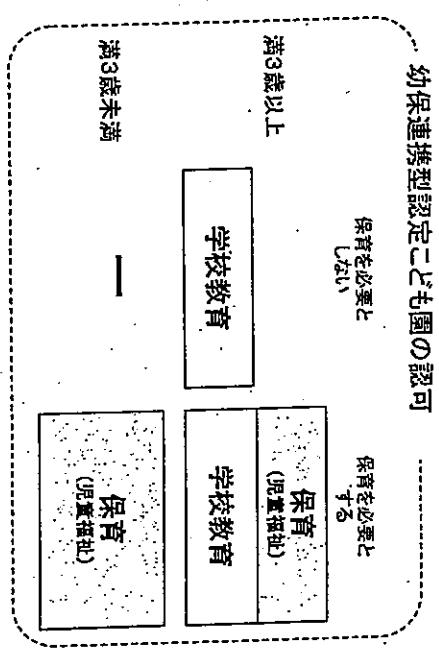
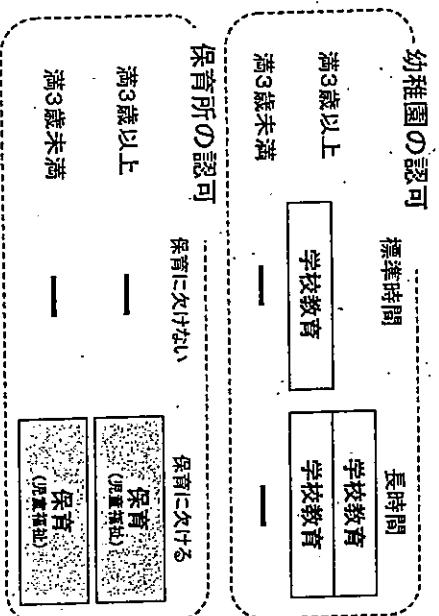
地方裁量型
(33件)

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受け入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - イ また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 満3歳未満児の受け入れは義務付けながら、満3歳未満児の受け入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であること明確にする。
幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず、
家庭で子育てを行う家庭

(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭

(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

需要の調査 把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)		認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※		「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策(確保の内容+実施時期)」を記載。					
		*私立保育所については、委託費を支弁							
(施設型給付:施設型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)									
(施設型給付:地域型保育給付は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの)									
小規模保育事業者	認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※	認定的保育事業者	地域型保育給付	認定的保育事業者	地域型保育給付				
居宅訪問型保育事業者		居宅訪問型保育事業者	の対象※	居宅訪問型保育事業者	の対象※				
施設型保育事業者		施設型保育事業者		施設型保育事業者					
認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所				
施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付				

子どものための教育・保育給付

地域子ども・子育て支援事業		対象事業の範囲(法定)		対象事業の範囲(法定)	
認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所
施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付
認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園、幼稚園、保育所
施設型保育事業者	施設型保育事業者	施設型保育事業者	施設型保育事業者	施設型保育事業者	施設型保育事業者

※ 施設型給付:地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

安定財源の確保

- 消費税の使い途を子育てにも拡大
→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保険4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。

- 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

- 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳
→保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当。

- 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討。

0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

- 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要。
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

- 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)
(平成24年6月15日、自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

- 二、社会保障改革の3法案の修正等
 - (1) 子育て関連の3法案について
 - ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

- 子ども・子育て支援法(抄)
 - ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

- 附 則

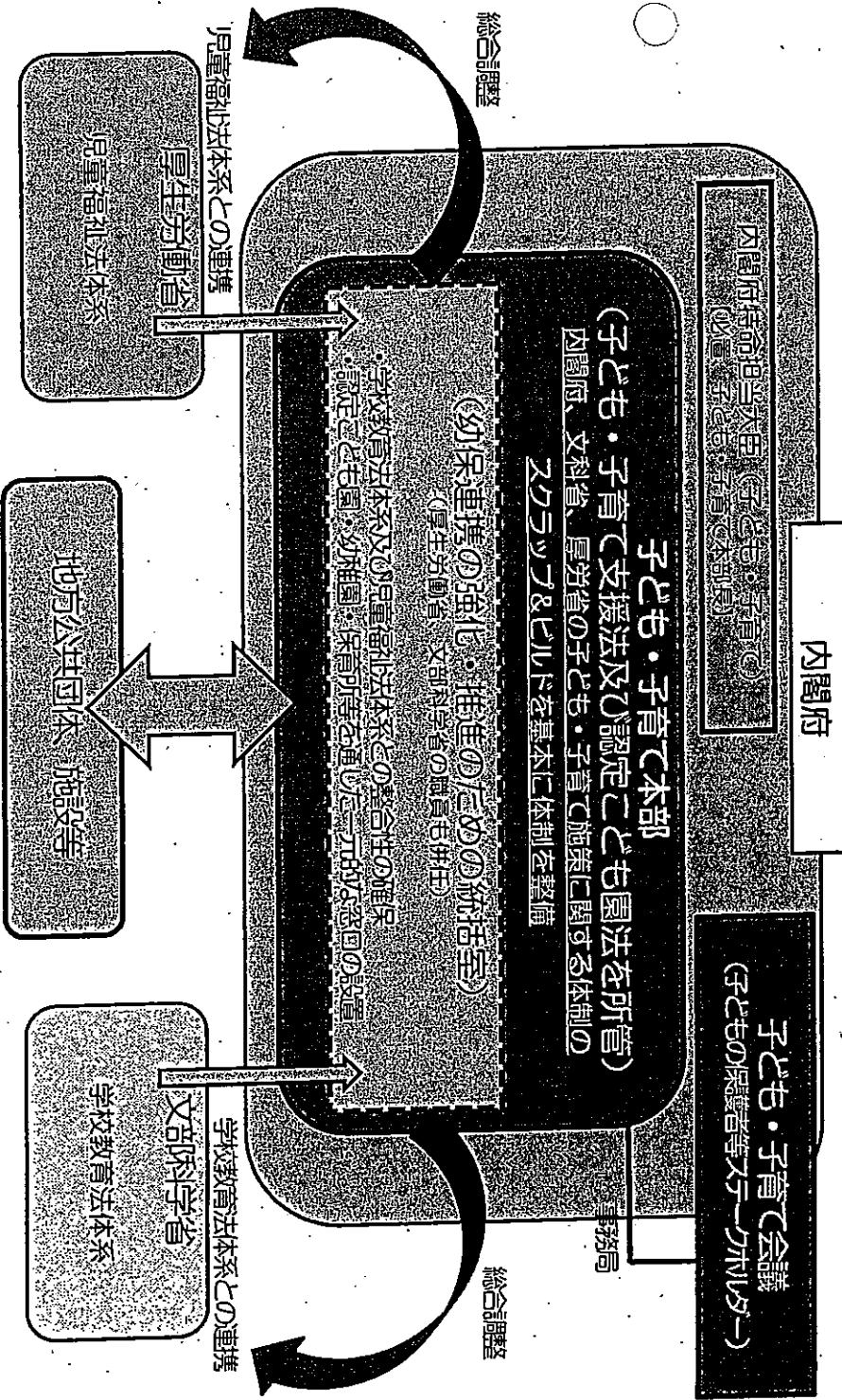
- (財源の確保)

- 第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために、安定した財源の確保に努めるものとする。

国の所管及び組織体制について

- 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。
その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。
- 子ども・子育て支援法の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第4項）。

内閣府を中心とした一元的体制（イメージ）



※子ども・子育て支援法公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

・25人以内で組織。

・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

・子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議
- など

・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要な事項に關し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

地方版子ども・子育て会議について

○ 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。

○ 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聽かなければならぬとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施設の総合的かつ計画的な推進に關し必要な事項及び当該施設の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施設が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

- 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント -「量の見込み」、「確保の内容」「実施時期」
- <量の見込み>
- <幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を記載。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

- <確保の内容・実施時期>
- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

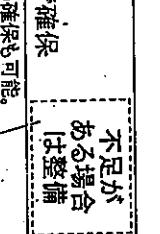
<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、アミー

サポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)



<確保の内容・実施時期>

不足がある場合は整備

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

ある場合は整備

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

ある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例) 保育の必要性あり(3~5歳)<2号> → 地域型保育事業で確保

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

施設型給付の創設

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

〔現行制度〕

※私立施設の仕組み

〔新たな制度〕

※私立施設は、国1／2、都道府県1／4、市町村1／4の負担

公立施設は、市町村負担(一般財源)

○保育の必要量 (交付する程度)

認定こども園
幼稚園
幼稚園機能部分

満3歳以上の子ども

財政措置

○保育の必要量 (交付する程度)

認定こども園の
幼稚園
幼稚園機能部分

満3歳未満の子ども

財政措置

負担者

○保育の必要量 (交付する程度)

認定こども園の
幼稚園
幼稚園機能部分

満3歳以上の子ども

財政措置

負担者

○保育の必要量 (交付する程度)

安心こども基金

満3歳以上の子ども

財政措置

負担者

※上記の他、特色ある取組(例: 特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成・就園奨励費を継続。

※休日保育、朝夕・夜間保育についても対応する。

※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。



負担者

財政措置

地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
 - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続き

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があつたものとみなす。

【対象施設・事業について】

- 〔法人格〕
 - 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
 - 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔運営基準の遵守〕

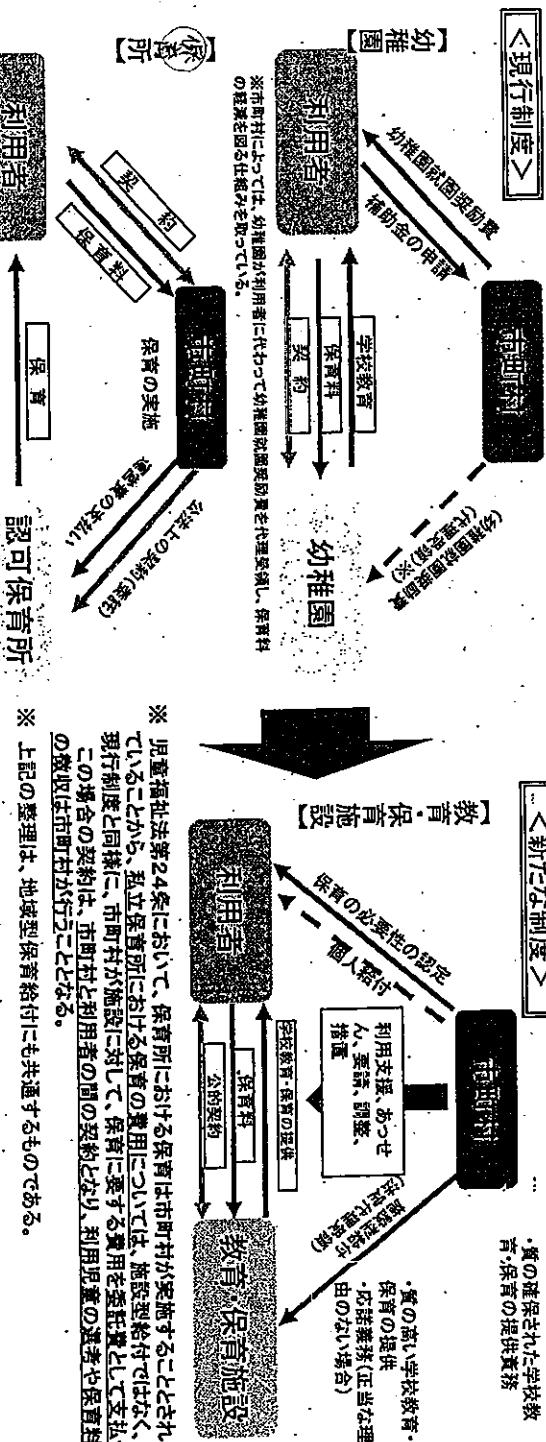
- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする(認定区分、事由、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。
 - 1号認定子ども:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性ない)の就学前子ども → 認定子ども園、幼稚園
 - 2号認定子ども:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども → 認定子ども園、保育所、地域型保育
 - 3号認定子ども:満3歳未満の児童の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども → 認定こども園、保育所、地域型保育
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあつたときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。
- ※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



- 市町村は、保護者の申請に基づき、保育の必要性の有無の認定を行った上で、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の開示を行う。
 - 【教育のみの子ども(保育の必要性なし)】(1号認定子ども)
 - 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者情報の整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
 - 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者があっせん等する。
 - 【保育の必要性の認定を受けた子ども】(2号・3号認定子ども)
 - ① 利用に当たっての支援、調整
 - 市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
 - 市町村は、これまでの保育について抱ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
 - 市町村は、特別な支援が必要な子どもなど、ます、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行ひ、利用可能な施設・事業者があっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
 - それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者があっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
 - ② 市町村による措置
 - 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に對して措置する(措置による入所利用)。
 - 上記の場合以外で、①のあっせん、要請等によつても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に對して措置することができる。

保育を必要とする子どもに係る利用手順

当面の間、保育を必要とする子ども(2号・3号認定)の全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



私立保育所を利用する場合



子どものための教育・保育給付について

※ 保育の利用費や給付の算定基準、市町村の確認方法等については、今後、子ども・子育て会議の議論の中で決定となる
※ 子ども・子育て支援法第19条より
※ 第1号 満三歳以上の小学生就学前子ども
※ 第2号 満三歳以上の小学生就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
※ 第3号 満三歳未満の小学生就学前子どもであつて、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

給付対象(利用可能) の施設

満3歳以上の子どもを持つ家庭 満3歳未満の子どもを持つ家庭

保育所	保育が必要としない子 (子ども・子育て支援法 19条による認定)	保育の必要な子 (子ども・子育て支援法 19条による認定)	保育を必要としない子 (子ども・子育て支援法 19条による認定)	保育の必要な子 (子ども・子育て支援法 19条による認定)
幼稚園	○	×	○	×
施設	×(※)	○	×	○
幼稚園型認定こども園	○	○	×	○
給付	○	○	○	○
保育所型認定こども園	○	○	×	○
施設	○	○	×	○
幼稚園型認定こども園	○	○	×	○
地方義務型認定こども園	○	○	×	○
地	○	○	×	○
域	○	○	×	○
付型	○	○	×	○
施	○	○	×	○
保	○	○	×	○
居宅訪問型保育事業者	×(※)	×(※)	×	○
居宅型保育事業者	×(※)	×(※)	×	○
事業所内保育事業者	×(※)	×(※)	×	○

※ 特例給付による利用形態あり。

参考資料

認定こども園法の一部改正法の概要

- 趣旨**：幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。
- 概要**：
- (1) 目的規定の修正
- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ◆ 認定の手続（認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定）、教育及び保育の内容
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可等
- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設）
- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定等）、入園資格
- ◆ 設置者及び運営の基準（国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人）
- ◆ 設備及び運営の基準（園長、教諭等が条例で基準を定める）
- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員（園長、教諭等）の免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）
- ◆ 設置の廃止等の手続（認可は幼稚園教諭（は幼稚園教諭等）の免許状と保育士資格が基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可）
- ◆ 名称の使用制限、罰則 等
- (4) その他
- ◆ 主務大臣、検討規定（幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化め、その在り方を検討等）、幼保連携型認定こども園にに関する特別、保育教諭等の資格の特例 等
- 施行日：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

子ども・子育て支援法の概要

趣旨：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

- (1) **総則**
 - ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定【第1条～第7条】
 - ◆ 子ども・子育て支援給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）【第8条～第10条】
 - ◆ 子どものための現金給付（支給額の算定等）、施設型給付（支給額の算定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担【第11条～第30条】
- (3) **給付対象施設・事業者**（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）
 - ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理制度の整備、指導監督【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
 - ◆ 施設・事業者による教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等【第42条、第54条】
- (4) **地域子ども・子育て支援事業**
 - ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊娠健診、等【第58条】
- (5) **子ども・子育て支援事業計画**
 - ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参考基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定【第59条】
- (6) **費用等**
 - ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主提出の充当範囲、提出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)【第60条～第64条】
- (7) **子ども・子育て会議等**
 - ◆ 子ども・子育て会議の位置づけ、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等【第65条～第71条】
- (8) **総則【第78条～第82条】**
 - ◆ 【第83条～第87条】
- (9) **附則**
 - ◆ 幼稚園教諭・保育士等の待遇改善、人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安心財源の確保、私立保育所への委託費の支払、等【附則第2条、第3条、第6条】
- (10) **施行日**
 - ◆ 政令で定める日から施行（※恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けて一定期間を要することとも考慮して検討）【第72条～第77条】
 - ◆ 給付対象施設・事業者の認証の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行【附則第7条】

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

趣旨：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

概要：

- (1) **児童福祉法の一部改正**
 - ◆ 児童福祉法第24条の改正
 - ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
 - ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
 - ◆ 利用のあっせん、要請
 - ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整（※当分の間は全市町村が利用調整を実施）
 - ◆ 虞待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）
- (2) **保育所の認可制度の改正**
 - ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対する、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、次格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- (3) **小規模保育等の認可を規定**
 - ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）
- (4) **内閣府設置法の一部改正**
 - ① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
 - ② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置
- (2) **内閣府設置法の一部改正**
 - ① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
 - ② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

子ども・子育て支援法の概要

趣旨：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

- (1) 総則
◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、走査規定 【第1条～第7条】
- (2) 子ども・子育て支援給付
◆ 子どものための現金給付（現童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）【第8条～第10条】
◆ 子どものための教育、保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付、所得に応じた利用者負担）【第11条～第30条】
- (3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、施設・事業者（施設型給付：家庭的保育・小規模保育等）
◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督
◆ 施設・事業者に対する教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊娠健診等
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
◆ 國の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定
【第42条、第54条】 【第58条】
- (6) 費用等
◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主提出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)
【第65条～第71条】
- (7) 子ども・子育て会議等
◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等
【第72条～第77条】
- (8) 離則
◆ 【第78条～第82条】
- (9) 附則
◆ 幼稚園教諭・保育士等の待遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、
【附則第2条、第3条、第6条】
◆ 安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払等
【附則第1条】
- 施行日：**政令で定める日から施行（※（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行
【附則第1条】
- ## 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要
- 趣旨：**子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。
- ## 概要：
- (1) 児童福祉法の一部改正
① 児童福祉法第24条の改正
◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
◆ 利用のあっせん、要請
◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
◆ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができる場合の措置を追加）
- ② 保育所の認可制度の改正
◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
(i) 社会福祉法人及び学校法人に対する、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に關する要件を満たすことを求める。
(ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- ③ 小規模保育等の認可を規定
◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）
- ④ 放課後児童健全育成事業の改正
◆ 対象年齢の見直し（おおむね10歳未満の小学生→小学生）
◆ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準）等
- (2) 内閣府設置法の一部改正
① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置
- 施行日：**子ども・子育て支援法の施行の日から施行（認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）